

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針〔5〕

2020年3月24日 新型コロナウイルス感染症対策会議 確認

標記の対応について、対応方針〔5〕をまとめましたので通知いたします。また、新学期を迎えるにあたり、改めて教職員各位に対して、感染予防・健康管理等に係る注意喚起をはかるとともに、引き続き、最新の関連情報に注意を払い、慎重な判断・行動をお願いいたします。

■対応方針〔5〕における変更点

(1) 【延長措置：期間延長】『7. 課外活動について』

学内外での活動を問わず、原則として課外活動（クラブ・サークル）は当面の間、中止する。
(現時点で4月12日まで)

1. 新型コロナウイルスに関する問い合わせ・連絡窓口

No.	対象者	担当窓口
1	学部生（入学予定者含む）	学生サポートセンター
2	大学院生（入学予定者含む）	大学院事務室
3	留学生別科生	国際センター
4	教職員	総務課

※最終的には総務課に集約

2. 本人が新型コロナウイルスに感染した場合について

(1) 出校・出勤の停止及び学位記授与式、入学式等式典、各種行事への出席停止

「学校保健安全法第19条第1項」の規定を学部生、大学院生、教職員に適用し、出校・出勤、及び出席を停止する。

(2) 感染した場合の連絡・報告

- ① 感染が判明した場合、感染拡大防止の観点から速やかに、学部生は学生サポートセンター、大学院生は大学院事務室、教職員は総務課に報告（※別記様式）する。
- ② 報告はCCS、電話または電子メール等、出校・出勤しない方法で行う。
- ③ 報告する事項は以下のとおりとする。
 - ・ 診断日
 - ・ 受診した医療機関
 - ・ 現在の状況
 - ・ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
 - ・ 診断日1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
 - ・ 症状が現れた日以降における本学関係者との接触の状況（授業等への出席を含む）
 - ・ 今後の見通し等に係る医師等の所見

(3) 停止の期間

- ① 「学校保健安全法第 19 条第 1 項」の規定により、出校・出勤の停止は「治癒するまで」とする。
- ② 出校・出勤停止の終了にあたっては、治癒し、出校・出勤に支障がないことを証明する医療機関の証明書を (2) ①の各部署へ提出する。

3. 同居する家族・親しい知人等が新型コロナウイルスに感染した場合について

2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は 14 日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。

4. 本人に新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合について

(1) 公的機関（保健所等）からの指示等がある場合

- 公的機関の指示に従うとともに、2. (2) ①～②に準拠し、速やかに当該課へ一報すること。

(2) 発熱、咳等の症状が顕著な場合

- 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続き、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、2. (2) ①～②に準拠し、速やかに当該課へ一報の上、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を当該課へ報告し、当面、出校・出勤を見合わせる。

(3) 家族、親しい知人等に疑い（濃厚接触者）がある場合

2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は最大 14 日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。

5. 海外渡航について

(1) 教職員の渡航について

- ① 渡航先を問わず、私事旅行や研究調査等を含む、海外渡航を原則禁止とする（学務による出張は除く）。
- ② 既に海外渡航にある者が帰国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後 14 日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

(2) 学生の渡航について

- ① 渡航先を問わず、海外渡航を原則禁止とする。
- ② 既に海外渡航にある者が帰国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後 14 日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

(3) 留学生（入学予定者含む）の一時帰省等について

- ① 現在の状況を鑑み、海外渡航は延期する等の措置をとることが望ましい。

- ② 学部留学生は学生サポートセンター、大学院留学生は大学院事務室、留学生別科生は国際センター、入学予定者は入学センターに連絡を入れ、日本への再入国の日程、帰省地の情報等を当該課へ必ず連絡すること。
- ③ 再入国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後 14 日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

6. 授業について

(1) 発熱等がある場合の授業への出席の判断について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり授業の出席を見合わせ、大学への立ち入りを控える。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合

4. (2) に照らし、授業に出席しない。また、大学への立ち入りを控える。併せて、学部生は学生サポートセンター、大学院生は大学院事務室へ直ちに一報の上、指示を仰ぎ、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を当該課へ報告し、当面、授業への出席を見合わせる。

7. 課外活動について

学内外での活動を問わず、原則として課外活動（クラブ・サークル）は当面の間、中止する。
（現時点で 4 月 12 日まで）

8. 学内への立ち入り制限について

感染拡大防止の観点等から、学生及び教職員以外の者の学内（名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス、丸の内サテライト）への立ち入りを原則禁止する。

9. 学内行事について

(1) 開催の判断について

地域の感染状況、他大学の動向等も踏まえ、開催の必要性等を十分に考慮し、開催の中止・延期も視野に入れて判断する。ただし、下記については、原則として開催を中止する。

- 1) 100 名以上の参加が予定される行事
- 2) 懇親会の要素がある行事

(2) 発熱等がある場合の指導について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり参加を見合わせ、大学への立ち入りを控える。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合

4. (2) に照らし、参加させない。学部生は学生サポートセンター、大学院生は大学院事務室、教職員は総務課へ直ちに一報の上、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を当該課へ報告し、当面、参加を見合わせる。

(3) 行事实施に関する感染症予防対策について

教職員・学生等に対して、手洗いや咳エチケット、マスクの励行等の基本的な感染症対策を徹底指導するとともに、適切な環境保持のため、居室等のこまめな換気、空調や衣服による温度調節や湿度の維持管理に努めること。また、アルコール消毒液の設置を行うこと。(アルコール消毒液は、行事ごとに学生サポートセンター・健康センターで借受けること。)

10. 入学試験について

(1) 受験の可否について

感染症にり患又はり患の疑いがある場合は受験させない。なお、り患又はり患の疑いがある者が試験の振替を希望した場合、診断書を添付のうえ、センター試験利用入試(後期)に振り替えて合否判定を行うこととする(2020 年度大学入試センター試験を受験の場合)。それ以外の場合は入学検定料の返金で対応する。

(2) 感染症予防対策について

受験生には試験時間中のマスクの着用を励行し、試験監督者等の本学スタッフもマスクを着用する。また、適切な環境保持のため、試験室のこまめな換気、アルコール消毒液の利用を促す。

11. 出勤について

(1) 発熱等がある場合の出勤の判断について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり、出勤を見合わせる。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合

4. (2) に照らし、出勤しない。また、大学への立ち入りを控える。併せて、総務課へ直ちに一報の上、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を総務課へ報告し、当面、出勤を見合わせる。

12. 会議について

会議時間の短縮に努め、1 会議あたり 30 分を目安とする。万が一、30 分を超える場合は、開始 40 分を目途に 10 分の換気(休憩)時間をとる。また、急ぎの決定を要しない会議は延期等の措置を取ることとする。なお、実施形態は書面による持ち回り開催、サイボウズ上での開催等も含め、適宜柔軟に対応すること。

13. 学生、教職員等への通知等の発信について

学生及び教職員への通知、学内行事の案内等の発信にあたっては、本指針に基づき判断し、事務局長等と事前に内容を協議・確認（決裁）の上、適切に対応すること。

14. 業務出張について

不要不急の出張は避ける。

15. その他

教職員に対して出勤前の自宅での体温測定の励行、職員には時差出勤の積極的な活用を促す。居室のこまめな換気に努める。各事務室においては、12時00分に一斉換気を行う。

16. 情報提供について

感染者が発生した場合は、県や市、保健所等に協力すると共に、必要に応じて、地域住民・関係団体に対してホームページ等をとおして情報提供を行う。

17. 関連記事

愛知県ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/novel-coronavirus.html>

名古屋市ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000124556.html>

厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

文部科学省ホームページ（新型コロナウイルス対策特設ページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

法務省外国人生活支援ポータルサイト

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0

外務省海外安全情報配信サービス（たびレジ）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

以上